第47期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2017年12月19日（火曜日）
午前10時（受付開始午前９時）

開催場所

東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目４番14号
吉祥寺第一ホテル
八階「天平の間」

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件
第４号議案　ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

株式会社 日本マイクロニクス
証券コード：6871

株 主 各 位

証券コード　6871
2017年11月28日

東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目６番８号
株式会社　日本マイクロニクス
代表取締役社長　**長谷川　正義**

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

［郵送による議決権行使の場合］
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2017年12月18日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

［インターネットによる議決権行使の場合］
当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、2017年12月18日（月曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。
インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

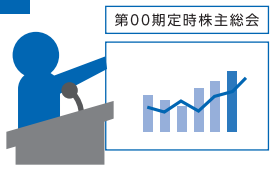
1 日　　時	**2017年12月19日（火曜日）午前10時（受付開始時刻：午前９時00分）**
2 場　　所	東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目４番14号 **吉祥寺第一ホテル 八階 「天平の間」** （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。なお、「天平の間」が満席となった場合は、第２会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。）
3 目的事項	**報告事項**　1. 第47期（2016年10月１日から2017年９月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第47期（2016年10月１日から2017年９月30日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　取締役８名選任の件 第３号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件 第４号議案　ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット（http://www.mjc.co.jp）上に掲載しておりますので本招集通知には記載しておりません。
  ・連結計算書類の連結注記表
  ・計算書類の個別注記表
  従って、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.mjc.co.jp）に掲載させていただきます。

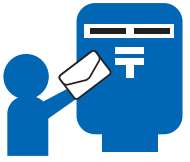
議決権行使のご案内

A 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

B 議決権行使書を郵送する場合



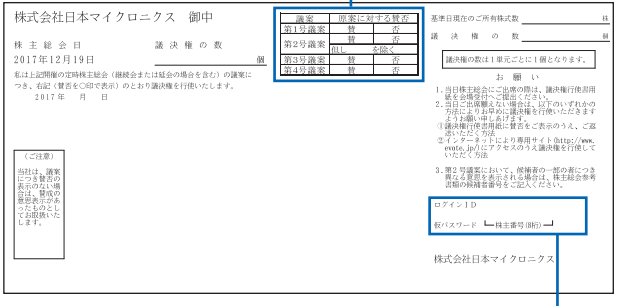
議案の賛否を表示の上、2017年12月18日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。
議決権行使書のご記入方法については、以下をご参照ください。

C インターネットによる議決権行使の場合



当社の指定する議決権行使ウェブサイト(http://www.evote.jp/)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、2017年12月18日(月曜日)午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使書のご記入方法のご案内


株式会社日本マイクロニクス　御中

株主総会日　2017年12月19日

議決権の数　　個

私は上記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。

2017年　月　日

議案	原案に対する賛否	
第1号議案	賛	否
第2号議案	賛	否
第3号議案	賛	否
第4号議案	賛	否

（但し、　を除く）

（ご注意）
当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

基準日現在のご所有株式数　　株

議決権の数　　個

議決権の数は1単元ごとに1個となります。

お願い

1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
2. 当日ご出席なさない場合は、以下のいずれかの方法により早めに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。
①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法
②インターネットにより専用サイト(http://www.evote.jp/)にアクセスのうえ議決権を行使していただく方法
3. 第2号議案において、候補者の一部の者につき異なる意思を表示される場合は、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。

ログインID
仮パスワード　株主番号(8桁)

株式会社日本マイクロニクス

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案】【第3号議案】【第4号議案】

賛成の場合	➡	“賛”に○印
否認する場合	➡	“否”に○印

【第2号議案】

全員賛成の場合	➡	“賛”に○印
全員否認する場合	➡	“否”に○印
一部の候補者を否認する場合	➡	“賛”に○印をし、否認する候補者の番号を記入

インターネットによる議決権行使に必要になる、「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1．議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo！ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は（株）ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI（株）、「Yahoo！」は米国Yahoo！ Inc. の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、2017年12月18日（月曜日）の午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

議決権行使サイト	http://www.evote.jp/

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

ヘルプデスク
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 **0120-173-027**
受付時間 9:00～21:00 通話料無料

※機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて
㈱ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）は、当該プラットフォームを利用した議決権行使が可能です。

第47期定時株主総会招集ご通知

目　　次

株主総会参考書類・・・

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、今後の事業展開と経営体質の強化を図るための財務状況および業績動向等を総合的に勘案しつつ、株主の皆様への適切かつ安定した利益還元を経営の最重要課題の一つとしております。

当期の剰余金処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

⑴ **配当財産の種類**

金銭といたします。

⑵ **配当財産の割り当てに関する事項およびその総額**

普通株式１株につき10円　配当総額は389,552,720円

⑶ **剰余金の配当が効力を生じる日**

2017年12月20日

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため、１名増員し、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	重要な兼職の状況および当社における担当・地位		
1	長谷川（はせがわ）　正義（まさよし）	代表取締役社長 社長執行役員		再　任
2	齋藤（さいとう）　太（ふとる）	専務取締役 専務執行役員 管理本部長		再　任
3	五十嵐（いがらし）　隆宏（たかひろ）	常務取締役 常務執行役員 プローブカード事業部長		再　任
4	野村（のむら）　伸二（しんじ）	常務取締役 常務執行役員 管理本部 人事総務統括部長		再　任
5	外川（そとかわ）　孝（こう）	取締役 執行役員 プローブカード事業部 青森統括部長		再　任
6	丸山（まるやま）　力（つとむ）	徳島県最高情報統括監 ㈱アイ・オー・データ機器 社外取締役	社外取締役	再　任
7	古山（ふるやま）　充（みつる）	コアサプライ㈱ 代表取締役	社外取締役	再　任
8	田辺（たなべ）　英達（えいたつ）	㈱ペンフィールドコーポレーション 代表取締役社長 ㈱ニューテック　社外監査役		新　任

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	長谷川（はせがわ）　正義（まさよし） （1967年７月３日）	1990年　4月　国際証券㈱（現三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券㈱）入社 1994年11月　セキテクノトロン㈱（現コーンズテクノロジー㈱）入社 1998年　3月　当社入社 2001年12月　当社取締役 商品企画部長 2004年12月　当社常務取締役 商品企画部長 兼 半導体機器事業部パッケージプローブ統括部長 2005年　4月　当社常務取締役 半導体機器事業部青森工場長 兼 半導体機器生産管理統括部長 2005年12月　当社代表取締役副社長 2007年　4月　当社代表取締役社長 2010年12月　当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）	2,472,660株
	取締役候補者とした理由	当社の代表取締役に就任以来、それまでの経験を活かしつつ、強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上に大きな役割を果たしました。今後、当社グループの更なる企業価値向上の牽引者として、適任と判断し、選定しました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	齋藤（さいとう）　太（ふとる） （1953年10月６日）	1977年　4月　荏原インフィルコ㈱（現㈱荏原製作所）入社 2007年　8月　当社入社 当社管理本部経理部担当部長 2007年10月　当社管理本部経理部長 2010年12月　当社執行役員 企画管理本部経理部長 2011年12月　当社取締役 上席執行役員 企画管理本部経理部長 2012年10月　当社取締役 上席執行役員 管理本部長 2012年12月　当社取締役 執行役員 管理本部長 2013年12月　当社常務取締役 常務執行役員 管理本部長 2014年12月　当社専務取締役 専務執行役員 管理本部長（現任）	36,300株
	取締役候補者とした理由	当社グループ内で管理本部および経理財務部門の責任者を務めるなど、経営および経理財務の豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のグループ経営の推進およびグループ各社の業務効率化の推進役として、適任と判断し、選定しました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	**五十嵐（いがらし）　隆宏（たかひろ）** （1963年11月15日）	1995年　1月　㈱ナイツ入社 1996年11月　当社入社 2002年10月　当社ＰＢ事業本部ＰＢ営業統括部ＰＢ海外営業部長 2005年　4月　当社半導体機器事業部パッケージプローブ統括部長 兼 ＰＢ海外営業部長 2008年　1月　当社半導体機器事業部営業統括部長 兼 海外営業部長 2009年12月　当社取締役 半導体機器事業部営業統括部長 兼 第二営業部長 2010年12月　当社取締役 上席執行役員 半導体機器事業部営業統括部長 2012年10月　当社取締役 上席執行役員 プローブカード事業部長 兼 営業統括部長 2012年12月　当社取締役 執行役員 プローブカード事業部長 兼 営業統括部長 2014年10月　当社取締役 執行役員 プローブカード事業部長 2014年12月　当社常務取締役 常務執行役員 プローブカード事業部長（現任）	32,200株
	取締役候補者とした理由	国内事業・海外事業などの各部門で豊富な経験と見識を有しており、プローブカード事業部長として、既存事業の発展に多大な貢献をした実績があり、これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上と更なる事業の発展に際し、適任と判断し、選定しました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	**野村（のむら）　伸二（しんじ）** （1959年２月10日）	1982年　4月　㈱三菱銀行（現㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 2010年11月　当社出向 企画管理本部ＣＳＲ・企画部次長 2011年　2月　当社企画管理本部人事総務統括部長 2011年　5月　当社入社 企画管理本部人事総務統括部長 2012年10月　当社執行役員 管理本部人事総務統括部長 兼 経営企画室長 2013年12月　当社取締役 執行役員 管理本部人事総務統括部長 兼 経営企画室長 2014年12月　当社常務取締役 常務執行役員 管理本部人事総務統括部長（現任）	14,500株
	取締役候補者とした理由	当社グループ内で企画部門および人事総務部門の責任者を務めるなど、経営および人材マネジメントに関する豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のグループ経営の推進役に適任と判断し、選定しました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	外川（そとかわ） 孝（こう） （1963年12月２日）	1984年 6月　㈱日本セミコン（現当社）入社 2001年 4月　当社青森ＰＢ製造部長 2003年 2月　当社ＰＢ事業本部熊本ＴＬ第３ＰＢ製造部長 2005年 4月　当社半導体機器事業部ＰＳ製造部長 2010年 1月　ＭＥＫ Ｃｏ．，Ｌｔｄ．出向 2013年10月　当社プローブカード事業部メモリー統括部副統括部長 2013年12月　当社執行役員 プローブカード事業部メモリー統括部副統括部長 2014年10月　当社執行役員 プローブカード事業部ロジック統括部長 2015年12月　当社取締役 執行役員 プローブカード事業部ロジック統括部長 2016年10月　当社取締役 執行役員 プローブカード事業部青森統括部長（現任）	6,200株
	取締役候補者とした理由	国内事業・海外事業などの各部門で豊富な経験と見識を有し、また新たな需要の創造に向けた製品開発に実績があり、これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上と更なる事業の発展に際し、適任と判断し、選定しました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	丸山（まるやま） 力（つとむ） （1945年11月30日）	1971年 4月　日本アイ・ビー・エム㈱入社 1994年 1月　同社取締役パーソナル・コンピュータ開発製造本部長 1998年 4月　同社常務取締役ディスプレイ事業担当 1999年 1月　同社専務取締役開発製造担当 2001年 4月　同社取締役副社長開発製造担当 2004年 3月　同社技術顧問 2004年 6月　㈱アプティ（現㈱ＪＢアドバンスト・テクノロジー） 非常勤取締役 2004年12月　当社取締役（現任） 2005年 6月　㈱ウィルコム技術顧問 2005年10月　東京大学大学院工学系研究科特任教授 2006年 4月　徳島県最高情報統括監（現任） 2007年 4月　日本アイ・ビー・エム㈱顧問 2016年 9月　㈱アイ・オー・データ機器 社外取締役（現任）	30,000株
	社外取締役候補者とした理由	会社経営者および技術者としての豊富な経験と深い見識に基づき、社内経営陣から独立した視点で、経営に関する助言、業務執行に関する監督を行うなどの観点から、適任と判断し、選定しました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	ふるやま　みつる 古山　充 （1951年４月29日）	1978年　3月　セキテクノトロン㈱（現コーンズテクノロジー㈱）入社 1993年　5月　同社取締役 1996年　4月　同社常務取締役 2003年　8月　㈱レイテックス入社 同社取締役 2010年　4月　コアサプライ㈱ 代表取締役（現任） 2010年12月　当社監査役 2012年12月　当社取締役（現任）	2,000株
	社外取締役候補者とした理由	会社経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、社内経営陣から独立した視点で、経営に関する助言、業務執行に関する監督を行うなどの観点から、適任と判断し、選定しました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	新　任 たなべ　えいたつ 田辺　英達 （1947年３月４日）	1970年　5月　㈱三菱銀行（現㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 1990年　9月　カナダ三菱銀行　頭取　兼　トロント支店長 1996年　4月　㈱東京三菱銀行（現㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）船場支店長 1999年　6月　㈱田中化学研究所　取締役　経営企画室長 2003年　4月　同社　常務取締役コーポレート部門長　兼　経理部長 2008年　8月　㈱ペンフィールドコーポレーション　代表取締役社長（現任） 2009年　5月　㈱ニューテック　社外監査役（現任）	－
	社外取締役候補者とした理由	実務経験における財務および会計に関する相当程度の知見を有し、且つ会社経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、社内経営陣から独立した視点で、経営に関する助言、業務執行に関する監督を行うなどの観点から、適任と判断し、選定しました。	

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．丸山力氏、古山充氏および田辺英達氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、丸山力氏および古山充氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、田辺英達氏の選任が承認された場合には、同氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
３．丸山力氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって13年であります。
４．古山充氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役または社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年です。なお、同氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
５．当社と丸山力氏および古山充氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、丸山力氏および古山充氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、田辺英達氏の選任が承認された場合には、同氏と当該契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

第３号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社が、2014年11月18日付取締役会において更新を決議し、同年12月19日付定時株主総会（以下「前定時株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認をいただきました当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「旧プラン」といいます。）は、本総会の終結の時をもって有効期間が満了することになります。

この旧プランの失効を受け、当社は、2017年11月14日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に基づき、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ）として、旧プランの一部を改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。なお、本プランは、旧プランからの形式的な文言等の修正を行っておりますが、実質的な内容は変更しておりません。

つきましては、株主の皆様に本プランの更新についてのご承認をお願いするものであります。

１．提案の理由

（１）当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が他社に優越する技術力・生産力等を維持し、企業価値を確保・向上させるためには、中長期的視野で新技術の実現や人材の育成に努めること、それにより培われた技術資産や人的資産、設備資産の結集で顧客にベネフィットを提供すること、およびこの方針を支える企業文化を維持することが必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひ

いては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

（2）本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記（1）に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得を行う旨の提案を受けている事実はありません。

2．提案の内容

（1）本プランの概要

本プランは、当社株券等（注1）の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会において、その判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

（2）本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①若しくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

① 当社が発行者である株券等（注２）について、保有者（注３）の株券等保有割合（注４）が20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等（注５）について、公開買付け（注６）を行う者の株券等所有割合（注７）およびその特別関係者（注８）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権（下記(e)「独立委員会の勧告」に定義されます。以下同じとします。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）および当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の書式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については注９を、本更新時における独立委員会の委員の略歴等については注10を、それぞれご参照下さい。）に送付します。当社取締役会および独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

① 買付者等およびそのグループ（共同保有者（注11）、特別関係者および買付者等を被支配法人等（注12）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注13）

② 買付等の目的、方法および具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）

③ 買付等の価額およびその算定根拠

④ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報

⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容等を含みます。）

⑥ 買付等に関して第三者との間における意思連絡の有無およびその内容

⑦ 買付等の後における当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策および配当政策

⑧ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客等の利害関係者等に対する対応方針

⑨ 当社の他の株主との間の利益相反が生じうる施策を行うことを予定している場合には、当該利益相反を回避するための具体的方策

⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報

⑪ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等および（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領してから原則として最長60日が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下かかる独立委員会による情報収集および検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。

独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告

上記の手続を踏まえ、独立委員会は、買付等について、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）が存すると判断した場合、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由②（以下「発動事由②」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、当該実施に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

（ⅰ）当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

（ⅱ）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について、発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。但し、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i)上記(e)に従い、独立委員会において、本新株予約権の無償割当ての実施に際して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由②の該当可能性が問題となっている場合で、取締役会が善管注意義務に照らし株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案した上で株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会（注14）（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、ならびに独立委員会検討期間を延長する場合はその期間および理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、

当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

（3）本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記（1）「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由①

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由②

以下の各号のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a)以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

① 株券等を買い占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

(d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な技術力・生産力や当社の従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等

である場合

（4）本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権１個の目的である当社株式（注15）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として１株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限とし当社株式２株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、１ヶ月間から６ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者（注16）、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者（注17）、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、若しくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者

の関連者（注18）（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注19）が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には（注20）、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

（5）本プランの有効期間、廃止、修正および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設若しくは改廃が行われ、かかる新設若しくは改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

（6）法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2017年11月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

注１　当社は、2009年１月５日に株券電子化が実施されたことに伴い株券不発行会社となっていますが、本プランにおいては、金融商品取引法の規定に準拠した記載をすることが明確性・客観性に資するという観点から、適宜、同法の規定に準拠して「株券等」の用語を使用しています。
注２　金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
注３　金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
注４　金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。本議案において同じとします。
注５　金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。
注６　金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。本議案において同じとします。
注７　金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。本議案において同じとします。
注８　金融商品取引法第27条の２第７項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
注９　独立委員会規則の概要は以下のとおりです。
・独立委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途

当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

・独立委員会委員の任期は、本総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

・独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施、本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が独立委員会に諮問した事項その他所定の事項について決定等を行う。

・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

注10　第２号議案「取締役８名選任の件」および本議案をご承認いただいた際の、独立委員会の委員には、丸山力氏、土屋健吾氏および内山忠明氏が選任される予定です。丸山氏の略歴は本招集ご通知５頁に記載のとおりであり、土屋氏および内山氏の略歴は以下のとおりです。

土屋　健吾

〔略歴〕

1963年４月　広島国税局総務部入局
2002年７月　川崎北税務署長
2003年７月　退職
2003年９月　土屋税理士事務所　代表（現任）
2004年12月　当社監査役（現任）

※同氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

内山　忠明

〔略歴〕

1976年４月　司法修習修了
1976年４月　東京都総務局入庁
1990年４月　特別区人事厚生事務組合法務部長兼（財）特別区協議会法務調査室長
2000年４月　日本大学法学部教授
2000年４月　弁護士登録　内山法律事務所所長（現任）
2003年４月　日本大学大学院法務研究科教授
2012年12月　当社監査役（現任）

※同氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
なお、各氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係もありません。

注11　金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

注12　金融商品取引法施行令第９条第５項に定義されます。

注13　買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

注14　会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、会社法における株主総会に関する規定に準じた手続により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主意思確認総会」と記載しております。

注15　将来、当社が種類株式発行会社（会社法第２条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により交付される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

注16　原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

注17　原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の２第１項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

注18　ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義されます。）をいいます。

注19　具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止又は撤回し、爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

注20　例えば、当初、特定大量買付者の特別関係者であった者が、本プランの発動の後に、当該特定大量買付者との関係を解消し、非適格者に該当しないこととなった場合等が考えられます。

第４号議案　ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、下記のとおり、当社または当社子会社の取締役または従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

また、当社取締役に割り当てる新株予約権については、会社法第361条第１項の取締役に対する報酬に該当するため、同条第１項第２号に規定される報酬等の額の具体的な算定方法および同条第１項第３号に規定される非金銭報酬の具体的内容についても、併せてご承認願いたいと存じます。

記

１．特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社または当社子会社の取締役または従業員に対し、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えるとともに優秀な人材を確保することを目的とし、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

２．新株予約権の割当ての対象者

当社または当社子会社の取締役または従業員

３．新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権１個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式100株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は400,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる１株未満の端株については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

本総会の決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の数は、4,000個を上限とする。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日は除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の前日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分又は株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記のほか、割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社の取締役会決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

2021年2月1日から2023年1月31日まで

(6) 新株予約権の譲渡に関する制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたとき

は、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権を行使する場合、当社又は当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

② 新株予約権の相続、質入その他の処分は認めない。

③ 新株予約権に関するその他の条件・内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

(9) 新株予約権の取得の事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

4．取締役の報酬等の具体的な算出方法

当社取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権１個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役に割り当てる新株予約権の総数（360個以内）を乗じた額といたします。新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたします。なお、新株予約権の割当ての対象となる当社取締役は、同じく本総会に付議を予定しております取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、社外取締役を除く取締役５名となります。

以　上

（添付書類）

事業報告（2016年10月1日から2017年９月30日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、米国経済が堅調に推移したことに加え、欧州や中国等新興国でも経済成長が続きました。また、日本経済も、個人所得の回復が依然として緩慢ですが、底堅い内外需を背景に景況感が改善しております。

半導体市場においては、スマートフォンやタブレット端末向けデバイスの需要に成長鈍化が見られますが、自動車、AI等の新たなアプリケーション向けの需要が市場拡大を牽引し始めています。一方、ＦＰＤ市場においては、有機ＥＬに関連する積極的な投資が行われている中、ＬＣＤの最終製品の一つであるテレビ向け需要が弱含みとなったことでパネル価格も下落傾向となり、市況は軟調に推移しました。

このような状況の下、当社グループは、引き続き中期経営計画『Challenge17』を推進し、新たな成長のステップを確実に踏むための地盤づくりを行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高28,455百万円（前期比9.2％増）、営業利益1,508百万円（前期比5.9％減）、経常利益1,573百万円（前期比5.3％増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,154百万円（前期比120.1％増）となりました。

企業集団の事業別売上高

事業区分	第46期 2015年10月１日から 2016年９月30日まで		第47期（当連結会計年度） 2016年10月１日から 2017年９月30日まで		前期比増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
プローブカード事業	21,146	81.2	22,470	79.0	6.3
ＴＥ事業	4,900	18.8	5,985	21.0	22.1
合計	26,047	100.0	28,455	100.0	9.2

② 設備投資の状況

当社グループでは、製品の性能向上や生産合理化、新製品の量産化等に対処するために総額1,554百万円の設備投資を実施いたしました。主な内容は、青森工場および大分テクノロジーラボラトリーの半導体機器関連生産設備等687百万円等であります。

(単位：百万円)

区分	金額	主な内容
建物及び構築物	104	松崎工場　43　大分ﾃｸﾉﾛｼﾞｰﾗﾎﾞﾗﾄﾘｰ　33　青森工場　20
機械装置及び運搬具	816	青森工場　385　大分ﾃｸﾉﾛｼﾞｰﾗﾎﾞﾗﾄﾘｰ　198　MEK Co.,Ltd.　184
工具器具備品	220	青森工場　86　MJCﾃｸﾉ　45　松崎工場　34　大分ﾃｸﾉﾛｼﾞｰﾗﾎﾞﾗﾄﾘｰ　19
その他	412	建設仮勘定の増加　319　無形固定資産の増加　106　ｿﾌﾄｳｪｱ仮勘定の減少△12
計	1,554	

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 企業集団が対処すべき課題

当社グループは、2015年度に策定した中期経営計画『Challenge17』の最終年度として、将来の事業を見据え積極的な投資を計画的に実施し、プローブカード事業においては、顧客の所要増加や納期に関する要望を満たすことで増収となりましたが、上半期にプロダクトミックスの変化および稼働率の低下で利益率が下がった影響もあり減益となりました。一方、ＴＥ事業では、半導体テスタの高需要が大きく寄与し、増収増益となりました。

当社グループが属する半導体・ＦＰＤ市場は産業構造や技術動向、市況の変動が激しく、不透明性が高いため、従来の中期経営計画のように期間を固定した計画に代えて、長期的に当社が目指す姿をまとめた『MJC Future Vision』を策定しました。「QDCCSSを更に推し進めて品質と納期での競争力を高め、市場へ安心・安全を提供する事で『より豊かな社会の発展に貢献』する」企業を目指し、前回までの中期経営計画で繰り越したものも含め、次の重点施策に取組んでまいります。

<成長のコンセプト>

・強みである技術力、開発力を更に進化させ、顧客に最高のベネフィットを提供致します。
・QDCCSSを始めとする企業文化を追求し、ブランド力を更に高め、全世界のMJC拠点においてサービスを向上を目指します。
・内外各種研修の充実により、グローバルに活躍する人財を育成し、更に企業価値を高めます。

<プローブカード事業>

・リーディングカンパニーとしてその名に恥じない地位を維持致します。
・ロジック製品の販売拡大でロジック市場でのシェアを拡大していきます。
・グローバル展開による海外対応力の強化を推進します。

<T E 事業>

・安定的な収益の確保を目指します。
・新規事業（製品）の育成と収穫を図っていきます。
・事業（製品）の選択と集中を進めていきます。

<新事業研究開発>

二次電池研究開発

・原理の解明による技術課題を解決していきます。
・特長を活かしたアプリケーションの探索による優位性のある市場を目指します。

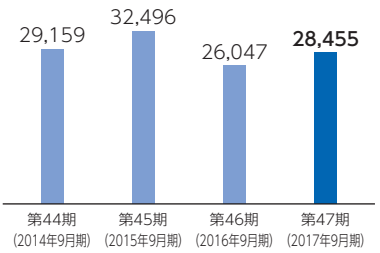
既存要素技術および新分野開発

・既存製品の先端技術に向けた研究開発を継続していきます。
・新たな事業を開拓するための新分野研究開発を推進します。

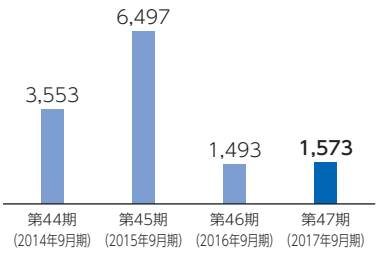
株主の皆様におかれましては、今後ともご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（2）直前3事業年度の財産および損益の状況（企業集団）

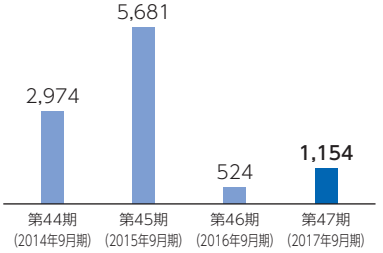
売上高（単位：百万円）



経常利益（単位：百万円）



親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）



① 企業集団の財産および損益の状況の推移

項目		第44期（2014年９月期）	第45期（2015年９月期）	第46期（2016年９月期）	第47期（当連結会計年度）（2017年９月期）
売上高	（百万円）	29,159	32,496	26,047	28,455
経常利益	（百万円）	3,553	6,497	1,493	1,573
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	2,974	5,681	524	1,154
１株当たり当期純利益	（円）	76.91	144.71	13.24	29.56
純資産	（百万円）	18,892	24,285	22,846	23,281
総資産	（百万円）	34,100	40,048	35,760	36,502
１株当たり純資産額	（円）	450.22	572.63	542.04	564.55

（注）当社は、2015年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っております。第44期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

項目		第44期（2014年９月期）	第45期（2015年９月期）	第46期（2016年９月期）	第47期（当事業年度）（2017年９月期）
売上高	（百万円）	22,062	25,332	20,715	23,991
経常利益	（百万円）	2,214	4,954	752	931
当期純利益	（百万円）	2,231	4,957	598	1,066
１株当たり当期純利益	（円）	57.71	126.28	15.11	27.31
純資産	（百万円）	15,937	19,676	19,471	19,541
総資産	（百万円）	28,069	31,896	30,262	31,180
１株当たり純資産額	（円）	405.94	495.25	487.17	496.67

（注）当社は、2015年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っております。第44期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
旺傑芯微電子（上海）有限公司 (英文名：MJC Microelectronics (Shanghai) Co.,Ltd.)	1,500千米ドル	60.0%	プローブカード等の設計・製造・販売およびメンテナンス
美科樂電子股份有限公司 (英文名：TAIWAN MJC CO.,LTD.)	125,000千台湾ドル	100.0%	ＬＣＤ検査機器等の設計・製造・販売・メンテナンスおよびプローブカード等の販売・メンテナンス
邁嘉路微電子（上海）有限公司 (英文名：CHINA MJC CO.,LTD.)	500千米ドル	100.0%	ＬＣＤ検査機器等の販売およびメンテナンス
MJC Electronics Corporation	2,000千米ドル	100.0%	プローブカード等の販売およびメンテナンス
株式会社ＭＪＣテクノ	100百万円	100.0%	テスタの開発および製造
MJC Europe GmbH	25千ユーロ	100.0%	プローブカード等の販売およびメンテナンス
MEK Co.,Ltd.	5,000百万韓国ウォン	70.0%	プローブカード等の製造・販売・メンテナンスおよびＬＣＤ検査機器等の販売・メンテナンス
昆山麦克芯微電子有限公司 (英文名：MJC Microelectronics (Kunshan) Co.,Ltd.)	4,900千米ドル	60.0%	プローブカード等の設計・製造・販売およびメンテナンス
MJC ELECTRONICS ASIA PTE.LTD.	60万シンガポールドル	100.0%	プローブカード等の販売およびメンテナンス

（注）1. 当社の連結子会社は上記の9社およびその他１社であります。
2. 2016年12月14日付で、MJC ELECTORONICS ASIA PTE.LTD.を設立しております。
3. 2017年10月1日付で、当社の連結子会社である株式会社MJCテクノを吸収合併しております。

(4) 主要な事業内容 (2017年９月30日現在)

当社グループが営む主な事業の内容は次のとおりであります。

① プローブカード事業……主要な製品は半導体計測器具等であります。

② Ｔ　Ｅ　事　業……主要な製品はＬＣＤ検査機器、半導体検査機器等であります。

(5) 主要な営業所および工場等 (2017年９月30日現在)

① 当社の営業所および工場等

本社　　東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目６番８号

営業所

名称	所在地	名称	所在地
青森営業所	青森県平川市	大分営業所	大分県大分市
関西出張所	兵庫県神戸市兵庫区	熊本営業所	熊本県上益城郡益城町

工場等

名称	所在地	名称	所在地
青森工場	青森県平川市	青森松崎工場	青森県平川市
大分テクノロジーラボラトリー	大分県大分市		

② 子会社の営業所および工場等

名称	所在地	名称	所在地
旺傑芯微電子(上海)有限公司 (英文名：MJC Microelectnics (Shanghai) Co.,Ltd.)	中国上海市	美科樂電子股份有限公司 (英文名：TAIWAN MJC CO.,LTD.)	台湾新竹縣 竹北市
邁嘉路微電子(上海)有限公司 (英文名：CHINA MJC CO.,LTD.)	中国上海市	MJC Electronics Corporation	米国テキサス州
株式会社ＭＪＣテクノ	東京都立川市	MJC Europe GmbH	独国バイエルン州
MEK Co.,Ltd.	韓国京畿道富川市	昆山麦克芯微電子有限公司 (英文名： MJC Microelectronics (Kunshan) Co.,Ltd.)	中国江蘇省
MJC ELECTRONICS ASIA PTE.LTD.	シンガポール		

(注) 1. 2016年12月14日付で、MJC ELECTORONICS ASIA PTE.LTD.を設立しております。
2. 2017年10月1日付で、当社の連結子会社である株式会社MJCテクノを吸収合併しております。

(6) 使用人の状況 (2017年９月30日現在)

① 企業集団の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
プローブカード事業	969名	55名増
ＴＥ事業	161名	2名減
全社（共通）	121名	7名増
合　　計	1,251名	60名増

（注）全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
930名	19名増	38.8歳	13.8年

（注）使用人数には、パートタイマーおよび社外への出向者を含んでおりません。

(7) 主要な借入先の状況 (2017年９月30日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	373
株式会社日本政策投資銀行	280
株式会社三井住友銀行	240

（注）企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2017年９月30日現在)

① 発行可能株式総数　144,000,000株

② 発行済株式の総数　40,025,316株

③ 株主数　17,397名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
長谷川　正　義	2,472	6.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,774	4.56
日本生命保険相互会社	1,685	4.33
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,331	3.42
長谷川　勝　美	1,186	3.05
長谷川　丈　広	1,184	3.04
ＭＴＫアセット株式会社	1,116	2.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,092	2.80
長谷川　義　榮	941	2.42
株式会社三井住友銀行	739	1.90

（注）持株比率は自己株式(1,070,044株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2017年９月30日現在

発行決議日		2015年３月25日
新株予約権の数		96個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　19,200株 (新株予約権１個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり345,000円 (１株当たり　1,725円)
権利行使期間		2018年２月１日から 2020年１月31日まで
行使の条件		ⅰ 新株予約権を行使する場合、当社の取締役または従業員ならびに当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。 ⅱ 新株予約権の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。 ⅲ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定する。
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数：　96個 目的となる株式数：　19,200株 保有者数：　5人
	社外取締役	新株予約権の数：　－ 目的となる株式数：　－ 保有者数：　－
	監査役	新株予約権の数：　－ 目的となる株式数：　－ 保有者数：　－

(注) 2015年10月１日付で行った１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2017年９月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川　正　義	社長執行役員
専務取締役	齋　藤　　太	専務執行役員 管理本部長
常務取締役	五十嵐　隆　宏	常務執行役員 プローブカード事業部長
常務取締役	野　村　伸　二	常務執行役員 管理本部 人事総務統括部長
取締役	外　川　　孝	執行役員 プローブカード事業部 青森統括部長
取締役	丸　山　　力	徳島県最高情報統括監、㈱アイ・オー・データ機器 社外取締役
取締役	古　山　　充	コアサプライ㈱ 代表取締役
常勤監査役	新　原　伸　一	
監査役	土　屋　健　吾	土屋税理士事務所代表
監査役	内　山　忠　明	内山法律事務所所長

（注）１．取締役丸山力氏および古山充氏は社外取締役であります。
２．監査役土屋健吾氏および内山忠明氏は社外監査役であります。
３．当社は、取締役丸山力氏および古山充氏ならびに監査役土屋健吾氏および内山忠明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．常勤監査役新原伸一氏および監査役土屋健吾氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役新原伸一氏は、金融機関および事業会社において長年に亘る実務を経験、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役土屋健吾氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．責任限定契約の内容の概要
当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
６．当事業年度中に退任した監査役は以下のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
倉　　澤　　亨	2016年12月20日	任期満了	常勤監査役

② 取締役および監査役の報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の総額

	員数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (2名)	208百万円 (13百万円)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (2名)	20百万円 (8百万円)
合計 （うち社外役員）	11名 (4名)	228百万円 (22百万円)

(注) 1．上記のほか、使用人兼務取締役に対して使用人分給与相当額11百万円を支払っております。
2．2015年12月22日開催の第45期定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額500百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）であります。ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額、および別枠で発行の都度、株主総会にて決議をいただいておりますストック・オプションによる報酬額は、この報酬額限度額には含んでおりません。
3．1996年12月19日開催の第26期定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は、年額40百万円以内であります。
4．上記支給額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員賞与40百万円（取締役７名に対し40百万円（うち社外取締役２名に対し2百万円））
・自社株取得目的報酬による報酬額18百万円（取締役５名に対し18百万円）
・ストック・オプションによる報酬額６百万円（取締役５名に対し６百万円）
5．監査役の報酬等の額には、2016年12月20日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。

③ 社外役員に関する事項
イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役丸山力氏は、徳島県最高情報統括監および㈱アイ･オー･データ機器社外取締役であります。当社は、徳島県および㈱アイ･オー･データ機器とは特別の利害関係はありません。
・取締役古山充氏は、コアサプライ㈱の代表取締役であります。当社は、コアサプライ㈱とは特別の利害関係はありません。
・監査役土屋健吾氏は、土屋税理士事務所代表であります。当社は、土屋税理士事務所とは特別の利害関係はありません。
・監査役内山忠明氏は、内山法律事務所所長であります。当社は、内山法律事務所とは特別の利害関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役　丸　山　　力	当事業年度に開催された取締役会15回すべて（100%）に出席し、主に社外での経験や専門性を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。
取締役　古　山　　充	当事業年度に開催された取締役会15回すべて（100%）に出席し、主に社外での経験や専門性を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。
監査役　土　屋　健　吾	当事業年度に開催された取締役会15回すべて（100%）に出席し、監査役会12回すべて（100%）に出席しております。また、取締役会および監査役会において、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行っております。
監査役　内　山　忠　明	当事業年度に開催された取締役会15回すべて（100%）に出席し、監査役会12回すべて（100%）に出席しております。また、取締役会および監査役会において、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人　トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社が会計監査人に支払うべき当事業年度に係る報酬等の額	33百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社の重要な子会社であるMEK Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3．監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由
監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合には、その会計監査人を解任または不再任とし、新たな会計監査人の選任議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針であります。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、「内部統制システムに係る基本方針」として取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を定め、その実施を継続的な取組みとし、毎事業年度、見直しを諮っております。コンプライアンス委員会等各種委員会において、その進捗状況および内部統制システムの運用上、見出された問題点の是正・改善状況ならびに、適宜、講じられた再発防止策への取り組み状況の報告を求め、運用状況についてのモニタリングを行っております。また、その結果を取締役会に報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当事業年度の運用状況につきましては、次のとおりです。

・個人および組織のコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、eラーニングによる教育を継続するとともに、法令・社内規程および企業倫理等、当社グループ全役職員が遵守すべき行動原則を定めたMJC行動規範（MJCコンプライアンスハンドブック）の改正を行い、海外子会社を含めた当社グループ全体に配布し、コンプライアンス意識の深耕に注力し、改めてコンプライアンス体制の徹底を図りました。

・リスクマネジメント委員会を２回開催し、事業継続に影響を及ぼす様々なリスクを低減することを目的とした全社横断のワーキング・グループの活動報告を行い、経営上の様々なリスクに的確に対応する体制づくりに努めました。

・当社グループにおける業務の適正を確保するために、当社監査役会は、当社代表取締役社長との意見交換会を定期的に開催する他、当社および子会社間で行うグループ監査役連絡会を開催し、経営課題の把握と対応方針について討議いたしました。

・更に、内部統制システムの運用上新たに見出された問題点等について適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止へ取組みを実施してまいりました。

よって、当事業年度における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

なお、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ⅰ．当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、コンプライアンス規程を定めるとともにすべての役員および従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動を取るためのMJC行動規範を策定しております。また、直接従業員から通報相談を受付けるMJCヘルプラインを設け、法令違反またはMJC行動規範に反する行為またはそのおそれがある事実の早期発見に努めます。MJCヘルプラインは社外に通報相談窓口を設け、通報者に対する匿名性を担保するとともに不利益となる取扱いの防止を保証しております。

ⅱ．当社は、経営監査室を設置しており、経営課題に的確に対応した内部監査を通じて内部管理に関する課題を提起することにより、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与することを基本方針に掲げ、子会社を含む各組織に対して内部管理プロセスを重視した内部監査を実施し牽制機能の充実を図っております。

ⅲ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切の関係を遮断するとともにこれら反社会勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を、法令および社内規程に基づき適正に保存および管理しております。また、法令または証券取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を与えるリスクを事前に把握、分析、評価した上で適切な対応策を準備し、発生したリスクによる損失を最小限にすべく組織的な対応を行うとともに、リスクマネジメント状況を監督し、定期的な見直しを行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は、経営の基本方針・法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督する機関と位置づけ、運用を図っております。

また、当社は、環境変化に対応した会社全体の将来のビジョンと目標を定めるため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定しております。

さらに、取締役会の下に、社長が議長を務める経営会議を設けて、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行および施策の実施等について審議しております。

また、当社は、執行役員制度を導入し、取締役会の経営の意思決定機能および執行監督機能と執行役員の業務執行機能を分離し、役割と責任を明確化して、それぞれの機能強化を図っております。

⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社主管部統括の下、当社各部門がそれぞれ担当する子会社に対し、子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については予め当社の承認を求めることや、当社に報告を求めることにより、子会社の経営管理を行っております。

また、当社は、当社および当社子会社（以下「当社グループ」といいます）に適用されるコンプライアンス規程を定め、当社グループの役員および従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動を取るためのMJC行動規範を策定し、当社グループに配布するなど、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築することとしております。

さらに、当社は、経営監査室を設置し、当社グループ全体に対して内部監査を実施するほか、子会社との各種連絡会・協議会を設置することにより、当社グループ全体の情報管理・危機管理の統一と共有化および経営の効率化を確保しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、経営監査室を設置し、経営監査室が監査役の求めに応じて監査役の監査を補助することとしております。監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会運営に関する事務は人事総務統括部がこれにあたることとしております。

また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ること、当社監査役から監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、当社取締役等の指揮命令を受けないものとすることにより、取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性を確保しております。

⑦ 当社および子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制　その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社監査役が定期的に取締役または使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査が実効的に行われることを確保するため人事総務統括部の関連部門が監査役の業務を補助しております。

また、内部通報制度により当社または子会社の役職員から担当部門が受けた通報内容について、当社監査役に報告を行うこととしております。

さらに、当社は、定期的に当社グループ監査役連絡会を開催し、当社および子会社の監査役間での情報共有を図っております。

また、当社は、内部通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めるとともに、当社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。

⑧ 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けているほか、当社監査役がその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときには、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理することとしております。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針について

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が他社に優越する技術力・生産力等を維持し、企業価値を確保・向上させるためには、中長期的視野で新技術の実現や人材の育成に努めること、それにより培われた技術資産や人的資産、設備資産の結集で顧客にベネフィットを提供すること、およびこの方針を支える企業文化を維持することが必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

ⅰ．当社の企業価値の源泉について

当社は、1970年に電子測定技術を活かした電子機器の保守事業からスタートし、IT産業の発展とともに1973年から半導体関連、1985年から液晶ディスプレイ（LCD）関連の検査・測定機器の開発・製造・販売を行ってまいりました。特に、半導体計測器具「プローブカード」およびフラットパネルディスプレイ（FPD）検査装置「LCD検査装置」においては、世界初・世界標準となる製品を数多く生み出してきたことで、当社は、世界的なリーディングカンパニーとして揺るぎない地位を築いております。2005年に世界初の製品化に成功したウェーハスケール一括測定プローブカードでは、当社にとって過去にない長期にわたる研究開発投資、

外部からのセラミック薄膜多層配線基板技術および設備の導入、大型量産設備投資を実施し、世界最高の製品かつ当社の収益の柱へと育みました。また、最近10年においては、「半導体テスタ」や「自動光学検査装置」等当社が従来得意としてきたプロービング技術の枠を超えた新技術による製品の提供も開始しております。

この当社の企業価値の源泉は、①創業以来一貫して従業員の育成および技術の改善・開発に注力してきた成果としての優れた電子計測技術力・製品群、②半導体等電子部品メーカーの多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応することを可能にする製品設計力、生産技術力、生産設備や生産体制、③当社グループの有機的連結による研究開発力およびメンテナンス体制等の強化、ならびに④当社の製品の販売先および原材料調達先等との信頼関係、⑤長期的視野で企業価値向上を図る企業文化にあると考えております。

具体的には、①当社は、創業以来、従業員一人ひとりに製品開発のノウハウ・技術力・安全管理等を中長期的に教育するとともに、新技術・新製品の開発に継続的に取り組むことにより、世界の半導体やLCDパネルをはじめとする電子部品メーカーから高い評価を受ける、優れた電子計測技術力と製品群を有するに至りました。半導体等電子部品の先端技術分野においては、常に急速なスピードで技術革新が進んでおり、また、メーカーのニーズや市場の変化も急速であるため、当社が他社に優越する電子計測技術力や製品群を維持するためには、製品開発のノウハウ・技術力を有する個々の従業員を継続的に確保・育成することが必要不可欠です。当社は、個々の従業員がこのようなノウハウ・技術力を習得できるよう中長期的な観点から人材の確保・育成を図るとともに、労使協調の企業文化を維持し、個々の従業員が企業価値の向上に最大限寄与することのできる環境の整備に努めております。

また、②当社は国内に青森工場をはじめとした３つの工場、海外に韓国をはじめとした３ヶ国に現地生産拠点を有し、メーカーのあらゆるニーズに柔軟かつ迅速に対応する生産体制を構築しております。当社の生産する半導体等電子部品の検査装置・器具等はメーカー各社の仕様に基づいて製造されるため、メーカーのニーズに柔軟に対応できる生産体制を構築しなければ、当社の優位性を維持することはできません。当社は、各工場に自社開発の生産装置・冶具類を設置・配置し、また設計から組立・検査までの一貫生産体制を確立することにより安定した生産力を維持するとともに、長年蓄積された電子計測技術や微細加工技術をベースに、絶えず生産技術の改善・開発に取り組むことにより、メーカーのニーズに対応できる生産体制を構築しております。このような当社の生産設備・生産体制を効率的に稼動させるためには、品質管理・生産管理等に長けた当社の従業員のノウハウも必要不可欠です。

さらに、③当社は、上記の国内および海外の生産拠点のほか、海外に現地法人や販売代理店を置いて世界的にマーケティングを行い、マーケティングを通じて得たノウハウ等を研究開発にフィードバックすることにより、研究開発力やメンテナンス体制をさらに強化しております。

加えて、④当社が高品質な製品の安定的な生産および販売を継続していくためには、販売先であるメーカーとの信頼関係を維持すること、および当社の高品質な製品の開発・製造を支える原材料調達先・外注先との信頼関係を維持することが必要です。当社は、上記のとおりメーカーのニーズに柔軟に対応した製品を開発・製

造し続け、また顧客密着型の営業・開発を行うことによって、メーカーとの間で継続的な取引関係および強い信頼関係を維持しております。また、原料調達先・外注先との間でも、「品質第一」の考え方を相互に確認しながら、信頼関係を構築しております。

また、⑤当社は、上場来初めて実施した2012年9月期の事業構造改革において、全社員を対象として、上記の強みを活かすために、(1)蓄積された技術と製造ノウハウを結集し、顧客に最高のベネフィットを提供する、(2)常に技術開発に注力し、新技術の実現に努める、(3)全社員が自己実現を図り、創造性豊かな企業文化を構築する、および(4)QDCCSSの改善および改革にすべての社員の力を結集するといった方針や企業文化の浸透を図ることで、施策の遂行ひいては改革の成功を導きました。このような当社の方針や企業文化も、当社の企業価値の源泉の一部を構成しております。

ⅱ. 企業価値向上のための取組み

当社グループは、前中期経営計画『Challenge14』（2012年度-2014年度）において、世界および日本がリーマンショックや東日本大震災等から経済復興を図る中、急激な環境変化に強い会社となることを目指し、成長し続けるための事業や製品、人材の育成に努めてまいりました。しかしながら、期間中、当社グループが属する半導体、およびフラットパネルディスプレイ業界自体が、大きな転換期を迎える事態に直面し、当社グループは、自社の体制強化を優先事項とし、事業構造改革を実施するに至りました。

新中期経営計画『Challenge17』（2015年度-2017年度）では、事業構造改革で立て直しを図った企業体質を強靭なものとし、新たな成長のステップを確実に踏むための地盤づくりを行います。

＜基本方針＞

1. 構造改革を完遂し、筋肉質な企業体質を構築
2. 将来に向けた種まきと成長の芽の育成を積極的に推進

重点施策として、プローブカード事業では、主にリーディングカンパニーに相応しい事業の継続で顧客満足度の向上を図ること、ロジック市場向け製品の充実と売上拡大、最先端技術開発の強化等を実施し、TE事業では、主にFPD関連装置から半導体関連装置への軸足シフト、半導体テスタの新規開発、ビジネス開拓を加速させ、製品技術開発では、二次電池の事業化・製品化に向けた準備を実施いたします。

当社は、グループを挙げ、新たな中期経営計画に取り組み、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に努めてまいります。

ⅲ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の任期を1年とするとともに、独立性のある社外取締役を２名選任しております。これにより、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する経営監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。また、当社は代表取締役社長直轄の独立組織として経営監査室を設置し内部統制の強化も図っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

ⅰ． 当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、2014年12月19日開催の第44期定時株主総会における承認を得て、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。その概要は下記(ii)をご参照願います。）を更新いたしました。

ⅱ． 本プランの内容

本プランは、当社の株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下、「買付等」という。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」という。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行うこと等を可能とし、また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、①当社が発行者である株式について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または②当社が発行者である株式について、公開買付の後における株式の所有割合およびその特別関係者の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付を対象とします。

当社の株式について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等や当社取締役会から提出された情報、当社取締役会の代替案等が、当社経営陣から独立した社外取締役等から構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または当該買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であり、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告することがあります。この新株予約権の無償割当ては、割当日における当社株主に対し、その有する株式１株につき新株予約権１個を割り当てるものであり、この新株予約権の行使は、金１円を下限として当社株式の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより、普通株式１株を取得することができ、また、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式１株と引換えに新株予約権１個を取得することができる旨の取得条項が付されております。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等の決議を行うものとします。また、当社取締役は、独立委員会における手続に加えて、株主総会を招集し株主の皆様の意思を確認することもできます。当社取締役会は、上記決議を行った場合や株主総会を招集する場合等においては、速やかに、当該決議

の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、2014年12月19日開催の第44期定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。また、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

④ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記の連結中期３ヶ年経営計画ならびにコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。特に、本プランについては、経済産業省および法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を充足していること、第44期定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされていること、および有効期間を約３年間とするサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主意思確認総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されること等株主意思を重視するものであること、独立性のある社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（注）本事業報告中の記載数値は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2017年９月30日現在)

(単位：百万円)

資　産　の　部	
流動資産	**22,838**
現金及び預金	9,756
受取手形及び売掛金	7,862
製品	503
仕掛品	2,638
原材料及び貯蔵品	1,033
繰延税金資産	632
未収消費税等	341
その他	125
貸倒引当金	△55
固定資産	**13,664**
有形固定資産	**9,187**
建物及び構築物	3,555
機械装置及び運搬具	2,389
土地	2,152
建設仮勘定	613
その他	476
無形固定資産	**958**
投資その他の資産	**3,517**
投資有価証券	2,953
退職給付に係る資産	72
繰延税金資産	12
その他	646
貸倒引当金	△167
資産合計	**36,502**

負　債　の　部	
流動負債	**9,813**
支払手形及び買掛金	5,195
短期借入金	769
未払金	1,185
未払法人税等	263
前受金	671
賞与引当金	562
役員賞与引当金	40
製品保証引当金	479
その他	645
固定負債	**3,408**
長期借入金	602
繰延税金負債	941
退職給付に係る負債	1,795
長期未払金	25
資産除去債務	35
その他	7
負債合計	**13,221**
純　資　産　の　部	
株主資本	**20,063**
資本金	5,018
資本剰余金	5,976
利益剰余金	10,011
自己株式	△943
その他の包括利益累計額	**1,928**
その他有価証券評価差額金	1,661
為替換算調整勘定	180
退職給付に係る調整累計額	86
新株予約権	**193**
非支配株主持分	**1,095**
純資産合計	**23,281**
負債・純資産合計	**36,502**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2016年10月1日から2017年9月30日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**28,455**
売上原価		**18,427**
売上総利益		**10,028**
販売費及び一般管理費		8,519
営業利益		**1,508**
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	31	
受取賃貸料	73	
その他	49	175
営業外費用		
支払利息	16	
支払手数料	9	
休止固定資産減価償却費	14	
為替差損	64	
その他	6	111
経常利益		**1,573**
特別利益		
固定資産売却益	1	
新株予約権戻入益	2	3
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	3	5
税金等調整前当期純利益		**1,571**
法人税、住民税及び事業税	422	
法人税等調整額	△231	191
当期純利益		**1,380**
非支配株主に帰属する当期純利益		225
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,154**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2016年10月1日から2017年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2016年10月1日　残高	5,018	6,050	9,254	△163	20,158
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△396		△396
親会社株主に帰属する当期純利益			1,154		1,154
自己株式の取得				△913	△913
自己株式の処分		△73		133	59
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	―	△73	757	△779	△95
2017年9月30日　残高	5,018	5,976	10,011	△943	20,063

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2016年10月1日　残高	1,461	△216	103	1,348	140	1,198	22,846
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△396
親会社株主に帰属する当期純利益							1,154
自己株式の取得							△913
自己株式の処分							59
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	200	396	△17	579	53	△103	529
連結会計年度中の変動額合計	200	396	△17	579	53	△103	434
2017年9月30日　残高	1,661	180	86	1,928	193	1,095	23,281

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2017年９月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	**17,704**
現金及び預金	5,461
受取手形	19
売掛金	8,482
製品	136
仕掛品	1,929
原材料及び貯蔵品	820
前払費用	22
繰延税金資産	500
その他	348
貸倒引当金	△16
固定資産	**13,475**
有形固定資産	**7,401**
建物	2,904
構築物	58
機械及び装置	2,067
車両運搬具	1
工具、器具及び備品	359
土地	1,404
建設仮勘定	604
無形固定資産	**938**
借地権	719
ソフトウェア	211
その他	6
投資その他の資産	**5,135**
投資有価証券	2,953
関係会社株式	1,377
出資金	15
関係会社出資金	495
長期前払費用	149
破産更生債権等	155
その他	155
貸倒引当金	△167
資産合計	**31,180**

負債の部	
流動負債	**8,474**
支払手形	246
買掛金	4,658
短期借入金	160
１年内返済予定の長期借入金	572
未払金	1,087
未払費用	216
未払法人税等	125
前受金	178
預り金	68
賞与引当金	522
役員賞与引当金	40
製品保証引当金	404
その他	189
固定負債	**3,164**
長期借入金	554
繰延税金負債	719
退職給付引当金	1,827
資産除去債務	35
その他	27
負債合計	**11,638**
純資産の部	
株主資本	**17,686**
資本金	5,018
資本剰余金	5,976
資本準備金	5,769
その他資本剰余金	206
利益剰余金	7,634
利益準備金	116
その他利益剰余金	7,518
繰越利益剰余金	7,518
自己株式	△943
評価・換算差額等	**1,661**
その他有価証券評価差額金	1,661
新株予約権	**193**
純資産合計	**19,541**
負債・純資産合計	**31,180**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2016年10月1日から2017年9月30日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**23,991**
売上原価		**16,561**
売上総利益		**7,429**
販売費及び一般管理費		7,530
営業利益		**△100**
営業外収益		
受取配当金	996	
受取賃貸料	53	
その他	26	1,076
営業外費用		
支払利息	14	
支払手数料	9	
為替差損	2	
休止固定資産減価償却費	14	
その他	3	45
経常利益		**931**
特別利益		
固定資産売却益	87	
新株予約権戻入益	2	90
特別損失		
固定資産売却損	8	
固定資産除却損	1	9
税引前当期純利益		**1,011**
法人税、住民税及び事業税	94	
法人税等調整額	△150	△55
当期純利益		**1,066**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2016年10月１日から2017年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2016年10月１日　残高	5,018	5,769	280	6,050	116	6,847	6,964
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△396	△396
当期純利益						1,066	1,066
自己株式の取得							
自己株式の処分			△73	△73			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	△73	△73	—	670	670
2017年９月30日　残高	5,018	5,769	206	5,976	116	7,518	7,634

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
2016年10月１日　残高	△163	17,869	1,461	140	19,471
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△396			△396
当期純利益		1,066			1,066
自己株式の取得	△913	△913			△913
自己株式の処分	133	59			59
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			200	53	253
事業年度中の変動額合計	△779	△183	200	53	70
2017年９月30日　残高	△943	17,686	1,661	193	19,541

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年11月10日

株式会社日本マイクロニクス
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　樋口義行　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙原透　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社日本マイクロニクスの2016年10月１日から2017年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本マイクロニクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年11月10日

株式会社日本マイクロニクス
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　樋口義行　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙原透　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社日本マイクロニクスの2016年10月１日から2017年９月30日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2016年10月１日から2017年９月30日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年11月13日

株式会社日本マイクロニクス監査役会

常勤監査役 **新 原 伸 一** ㊞

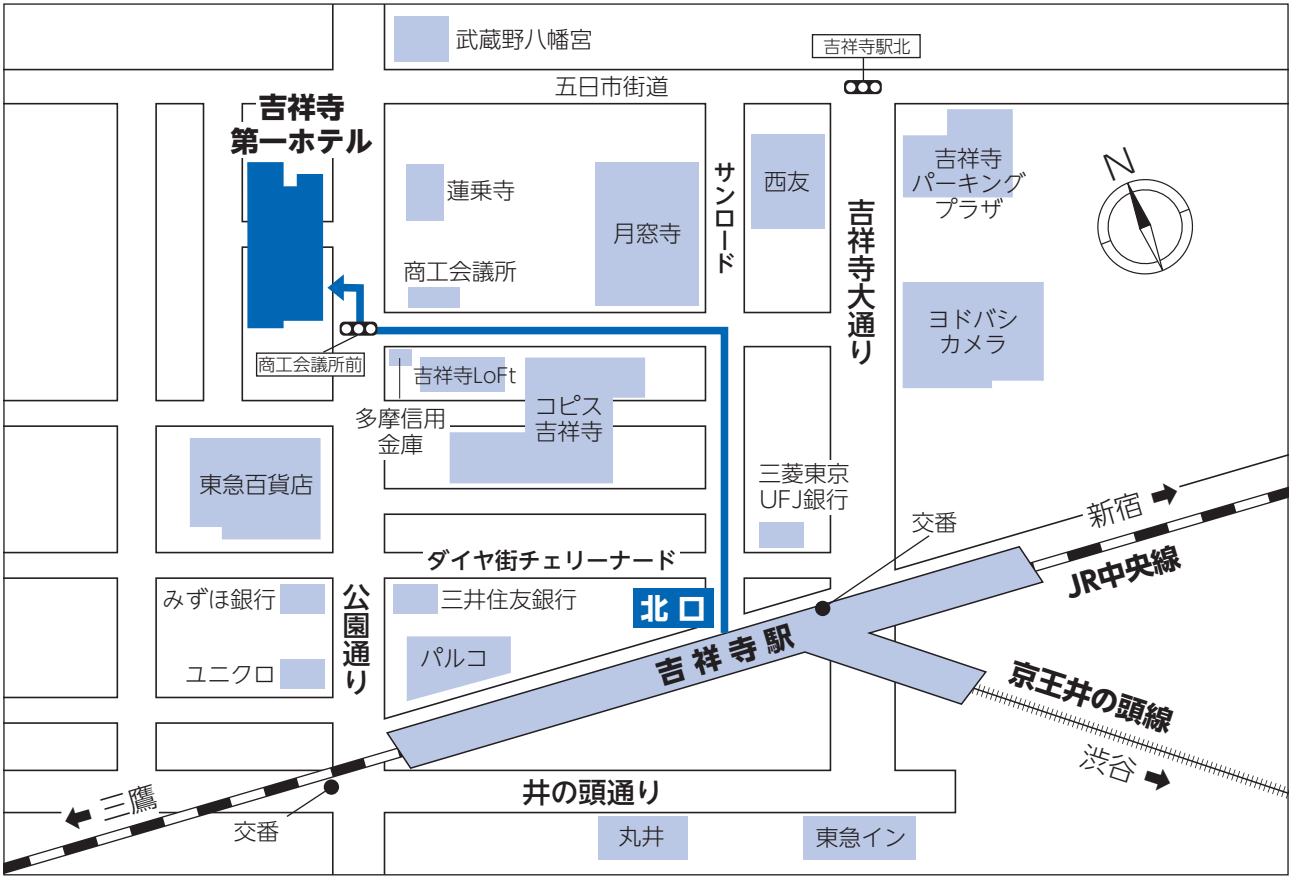
社外監査役 **土 屋 健 吾** ㊞

社外監査役 **内 山 忠 明** ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会　場	東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目４番14号 **吉祥寺第一ホテル 八階「天平の間」**
交　通	JR・京王井の頭線吉祥寺駅 **吉祥寺駅北口　徒歩５分**



ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。